

特別免許状授与基準等に関するアンケート調査結果を踏まえて、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂について（通知）を再度周知するもの。

3 教教人 第 43 号

令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

小 幡 泰 弘

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂
を踏まえた積極的な取組の依頼について（通知）

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教師として学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために授与することができる免許状です。

学校の教員組織は、絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、同じ様な背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識経験等を持つ人材で構成されることが望ましいと考えております。優れた知識経験等を有する社会人等を積極的に登用し、多様な専門性を有する教員組織の構築を図ることが求められております。

文部科学省では、特別免許状の授与事務を行う都道府県教育委員会に対して授与事務の実態を把握する目的で特別免許状授与基準等に関するアンケート調査を実施（令和 3 年 10 月）し、結果をとりまとめました。当該結果を踏まえて文部科学省では、指針の改訂の趣旨及び内容について改めて周知いたしますので、当該指針を踏まえた基準の改訂や運用の見直しをお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事においては域内の市区町村教育委員会及び所管又は所轄の学校に対して、附属学校を置く国立大学長においては管下の附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、それぞれ本通知を周知いただくようお願いします。

記

(1) 特別免許状授与基準等に関するアンケート調査（令和3年10月実施）の結果概要について

アンケート調査結果については、以下のとおりです。特別免許状の制度が昭和63年に導入されてから30年以上経過いたしますが、特別免許状の授与に係る基準が未だ整備されていない都道府県があることに加え、都道府県教育委員会の独自のルールとして特定の教科のみに限定した運用や受付時期を年1回に設定する運用がなされ、特別免許状授与候補者の活用を望む市町村教育委員会や学校法人のニーズが実質的に制約されている状況があること、都道府県教育委員会による積極的な特別免許状の授与が行われていないことが明らかになりました。また、国の指針が必ずしも踏まえていない状況が明らかになりました。

○調査時点における都道府県教育委員会の回答

単位：都道府県

		はい	いいえ
特別免許状の授与基準を定めているか		43	4
	国の指針を踏まえているか	37	6
	授与の基準について誰でも確認出来るようHPで公表しているか	6	37
特定の教科のみ特別免許状を授与するなどの限定的な運用をしているか。		5	42
都道府県が自ら推薦状を発行し、特別免許状を授与した事例はあるか。		28	19

○令和2年度の教育職員検定受付回数

単位：都道府県

随時	1回	2回	3回	4回	5回以上	未回答
16	20	7	2	0	1	1

(2) 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針（令和3年5月11日）の改訂の趣旨を踏まえた対応のお願いについて

指針においては、特別免許状の授与実績が英語や看護に偏っているため、これら以外の教科における積極的な授与を求めるため、博士号取得や、各種競技会、コンクール、展覧会等における実績、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格等に対して積極的に授与が行えるような基準の緩和を求めていること（指針第2章第1節第1項）や、受付時期について申請を常時受け付ける等できるだけ迅速な手続につながるよう不

断の改善を図っていくこと（指針第3章第2節）、審査基準を明確化し周知する等手続の透明化を図ること（指針第3章第2節）を求めているところです。

また、都道府県教育委員会においては、指針を踏まえ、特別免許状の授与候補者が勤務する予定の市町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望を十分考慮した上で、積極的に特別免許状を発行することや、既に特別免許状を授与された教員が、当該免許状を発行した都道府県以外での勤務を希望した場合に、希望した都道府県においても速やかに特別免許状が発行されるよう、審査の短縮についての取組を行うことが求められております（指針第1章及び第2章第3節）。

こうした指針に示された在り方を踏まえつつ、基準の策定や運用の見直しにより積極的な特別免許状の授与が行われるよう改めて取組の検討をお願いいたします。

添付資料：

別添 1 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針（令和3年5月11日）の概要

別添 2 「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（令和3年5月11日）

参考資料「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂（新旧対照表）

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室 免許係

電話：03-5253-4111（内線：3968）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針(令和3年5月11日)の概要

(1) 第1章関係(教育職員検定において確認すべき事項)

特別免許状が既に他の都道府県教育委員会において授与されている者に対する教育職員検定では、他の都道府県教育委員会で授与されていることを尊重して確認を行うこと。また、授与候補者が臨時免許状の授与を受けている場合や特別非常勤講師制度を活用している場合においては当該勤務状況を尊重した教育職員検定を行うこと。

(2) 第2章関係(教育職員検定において確認すべき具体的内容)

1. 例示された状況(博士号取得や、各種競技会、コンクール、展覧会等における実績、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格等)を踏まえ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合には、指針に定められる①教科に関する授業に携わった経験や②教科に関する専門分野に関する勤務経験等の基準によることなく、第1節第2項、第2節及び第3節の確認が行われた場合に特別免許状の授与が可能であること。【第1節第1項】
2. 教科に関する授業に携わった経験が最低1学期間以上あれば、600時間以上の勤務時間の要件は不要であること。【第1節第1項①】
3. 教科に関する専門分野に関する勤務経験に営利企業その他、NPO法人その他の法人等での経験を含めることができること。【第1節第1項②】
4. 授与候補者が提出する推薦は第2章第2節に記載されている任命者又は雇用者の推薦も含めて合計2通以上で良いこと。また、推薦は学校活動実績として学習指導員等の活動等も含まれ、学校外の活動として例えばフリースクールでの児童生徒への学習支援活動も含まれること。【第1節第2項】
5. 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認について、任命者又は雇用者が授与候補者の勤務実態を把握している場合等都道府県教育委員会が適切と認める場合には、必ずしも面接の方法によらないことも許容されること。【第3節】

(3) 第3章関係(教育職員検定の具体的な審査方法等)

1. 授与候補者が勤務予定の市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うことが求められること。【第1節】
2. 特別免許状の授与に係る手続について、申請を常時受け付ける等で

るだけ迅速な手続につながるよう不断の改善を図っていくことが望まれること。また、都道府県教育委員会における教育職員検定の審査基準を明確化し、周知する等手続の透明化が求められること。【第2節】

(4) 第4章関係（その他）

1. 特別免許状所有者への研修は、勤務校に限らず、都道府県教育委員会や市区町村教育委員会において研修計画を立案し実施することが求められること。また、大学における教職科目の履修を促すことも考えられること。【第1節】
2. 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割まで（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者）とすることとしていた配置割合の基準を廃止したこと。
3. 特別非常勤講師制度を活用して第2章第1節第1項の例6（授与候補者が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項）として評価することが可能であること。【第4節】

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

令和3年5月11日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

目次

趣旨.....	1
第1章 教育職員検定において確認すべき事項.....	3
第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容.....	4
第1節 授与候補者の教員としての資質の確認.....	4
第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能.....	4
第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見.....	7
第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認... 8	
第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認.....	8
第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等.....	9
第1節 教育職員検定の具体的な審査方法.....	9
第2節 特別免許状授与申請手続等の整備及び周知.....	9
第4章 その他.....	11
第1節 研修計画の立案、実施について.....	11
第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について.....	11
第3節 すでに特別免許状を授与された者の任命・雇用について	11
第4節 特別非常勤講師制度等の活用について.....	11

趣旨

- 特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状である。
- すなわち、教職課程を経ていないながらも、学校の教員として学校教育に貢献することのできる優れた知識経験等を有する者が授与対象者となる。したがって、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定は、外国の教職課程を経ていることを前提とし行う教育職員免許法第 18 条に基づく教育職員検定とは異なる。
- 令和 2 年度から始まった新たな学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を掲げ、学校教育を学校内に閉じずに社会と連携しながら実現することとされている。また、学校の教員組織は、同じ様な背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識経験等を持つ人材との関わりを常に持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが、絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で望ましい。特に Society5.0 時代の到来など、学校は多種多様な変化にも適切に対応していく必要があり、均一的かつ硬直的な教員組織ではなく、多様な専門性と柔軟性を備えた組織であることが望まれる。また、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 3 年 1 月 26 日中央教育審議会）においては、令和 4 年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入する必要があるとの方向性が示されており、小学校においても、特定の教科に関する専門的な知識経験等を有する者が教員として活躍する可能性が高まっているものと考えられる。特別免許状は、こうした多様な専門性を有する教員組織の構築を図るための仕組みの一つであり、より一層活用が図られる必要がある。
- 一方で、平成 26 年に特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定等に関する指針が文部科学省から示されたことにより、都道府県教育委員会における特別免許状に係る審査基準の策定が進み、特別免許状の授与件数の増加が一定進んでいるものの、特別免許状の授与が、
 - ・高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていないこと
 - ・教科について、英語や看護に偏っていること
 - ・公立学校での授与が進んでいないことといった課題が見られており、これらのこれまで授与が進んでいない学校・

教科等における積極的な活用が望まれる。また、特別免許状については、取得しようとする者の知識経験等について、教職課程を経て取得する普通免許状との同等性が過剰に重視され、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等について知識経験等を有していないことが障害となって、授与が進んでいないという指摘も一部にあるところである。特別免許状は、あくまで普通免許状を所持する者とは異なった知識経験等を評価し授与するために設けられた免許状であるという制度の趣旨を踏まえることは制度の活用を図るに当たって改めて確認しておく必要がある。また、特別免許状は、普通免許状を所持する者とは異なった知識経験等を評価し授与するものであり、必ずしも常勤の教員としての勤務を求めることを前提とした制度ではないことも確認しておく必要がある。

- 優れた知識経験等を有する社会人等を積極的に登用し、多様な専門性を有する教員組織の構築を図ることが求められるため、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保できるよう、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定等に関する指針を見直し、参考として示すものである。当面は、各都道府県教育委員会が指針を参考としつつ特別免許状の授与を行うことが想定されるが、自らが適切と認める場合には本指針の記載内容によることなく、積極的に特別免許状の授与を行うことも許容され、かつ期待される。

第1章 教育職員検定において確認すべき事項

教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。

- 授与候補者の教員としての資質の確認【第2章第1節】
- 任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認【第2章第2節】
- 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認【第2章第3節】

具体的な内容は、第2章第1節から第3節に示すとおりである。

なお、既に他の各都道府県教育委員会から特別免許状が授与されている場合は、原則として、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行うことが考えられる。また、臨時免許状を授与している場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等は、その実績を十分踏まえて確認を行うことが考えられる。こうした場合、必要に応じて、当該臨時免許状又は特別非常勤講師としての勤務実績及び評価について確認をすることが適当である。

第2章 教育職員検定において確認すべき具体的内容

第1節 授与候補者の教員としての資質の確認

授与候補者の教員としての資質については、第1項及び第2項に掲げる観点を中心に検定を行うことが適切である。

第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②の基準に該当することを確認することが考えられるが、次の(例)に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合で、第1節第2項、第2節及び第3節の確認が行われた場合には、次の①又は②の基準のみによることなく、各都道府県教育委員会の判断で特別免許状の授与を行うことが適当である。

- (例)
1. 外国の教員資格の保有
 2. 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
 3. 修士号、博士号等の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）
 4. 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国际的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）
 5. 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況

6. 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

- イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
- ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
- ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(略称 WASC)
 - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(略称 ACSI)
 - ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ(略称 CIS)
 - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局(略称 IBO)

- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等におけるもの)が、概ね3年以上あること。

(例)

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験
- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

【参考：在留資格について】

授与候補者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおり。

(1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

- ① 外国にある教育施設等において、概ね3年の勤務経験



- ② 教育職員検定を受けるため渡日

【「短期滞在」(15～90日)の在留資格】



- ③ 教育職員検定合格、特別免許状の授与

- ↓
- ④教員（講師など）として勤務
【「教育」（3月～5年）の在留資格（注1）】

（注1）特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

（2）渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手（ALT）等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合

- ①特別非常勤講師やALT等として学校に勤務するため渡日
【「教育」の在留資格（注2）】

- ↓
- ②特別非常勤講師やALT等として、1学期間以上にわたる勤務経験
↓
- ③教育職員検定
↓
- ④教育職員検定合格、特別免許状の授与
↓
- ⑤教員（講師など）として勤務

（注2）渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要（当該申請を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※）。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、ALTとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HPを参照。

(http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_ninteil0_10.html)

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者が提出した推薦（第2節の推薦も含み2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由

第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦において、授与候補者を配置することにより配置された学校の教育が効果的に実施されることを確認することが適切である。

その際、次の①、②及び③の観点により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- ③ 第4章第1節（研修計画の立案、実施）及び第2節（学習指導要領等の共通理解のための体制）に関する対応状況

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項及び教育職員免許法施行規則第65条の4に定める学識経験を有する者（大学の学長、教職課程を有する学部の学部長、校長等）により行われることが必要である。その際、面接により当該確認を行うことが考えられるが、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他各都道府県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないことも許容される。

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接その他の方法による確認を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

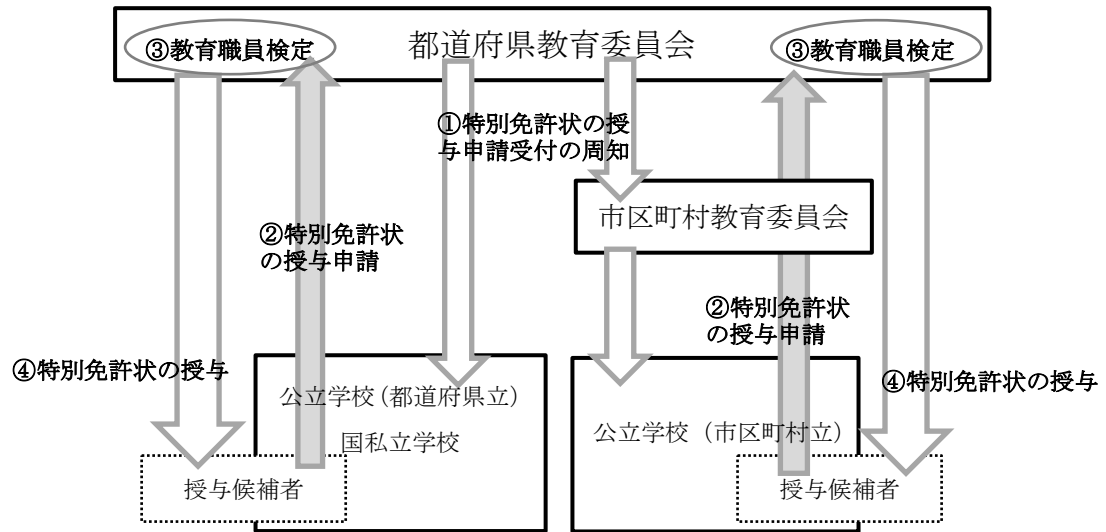
なお、教育職員検定を実施する都道府県教育委員会においては、授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うことが求められる。

第2節 特別免許状授与申請手続等の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等が学校教育の効果的実施を図るために特別免許状の授与が必要であると考えていることや、授与候補者が例えば転職等により学校現場に参画する際に円滑な移行を行えるよう配慮する必要があることを踏まえ、できるだけ迅速な手続が可能となるよう、手続の在り方については、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、申請は常時受け付けるなど不断の改善を図っていくことが望まれる（受付時期や授与手続に係る期間等）。

また、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、周知する等手続の透明化を図っていくことが求められる。

※ 特別免許状授与申請手続の流れ（例）



第4章 その他

特別免許状所有者を任命・雇用する際には、第1節から第4節について十分留意の上、任命・雇用することが望ましい。

第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、都道府県教育委員会や市区町村教育委員会、勤務校等において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すことも考えられる。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

第3節 すでに特別免許状を授与された者の任命・雇用について

既に特別免許状を授与されている者を任命・雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認すること。

第4節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により年間を通して対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として担当する教員が当該校に配属されていることが必要）。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与

や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、放課後や土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合に配置される学習指導員等としての活動についても、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。

また、特別非常勤講師制度を活用して第2章第1節第1項の(例)6.に示す事項を審査することも可能である。

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂（新旧対照表）

※形式的な文言等の修正については、一部以下の新旧において反映は行われておりません。

改正後	現 行
<p>第 1 章 教育職員検定において確認すべき事項</p> <p>教育職員検定においては、主に次に掲げる 3 点を確認することが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授与候補者の教員としての資質の確認【第 2 章第 1 節】 ・任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認【第 2 章第 2 節】 ・授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認【第 2 章第 3 節】 <p>具体的な内容は、第 2 章第 1 節から第 3 節に示すとおりである。</p> <p><u>なお、既に他の各都道府県教育委員会から特別免許状が授与されている場合は、原則として、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行うことが考えられる。また、臨時免許状を授与している場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等は、その実績を十分踏まえて確認を行うことが考えられる。こうした場合、必要に応じて、当該臨時免許状又は特別非常勤講師としての勤務実績及び評価について確認をすることが適当である。</u></p>	<p>第 1 章 教育職員検定において確認すべき事項</p> <p>教育職員検定においては、主に次に掲げる 3 点を確認することが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授与候補者の教員としての資質の確認 ・任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認 ・授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認 <p>具体的な内容は、第 2 章第 1 節から第 3 節に示すとおりである。</p> <p><u>なお、教育職員検定においては、これらの観点に加え、第 2 章第 4 節に示す付加的観点を選択的に用いることも考えられる。</u></p>
<p>第 2 章 教育職員検定において確認すべき具体的内容</p> <p>第 1 節 授与候補者の教員としての資質の確認</p> <p>第 1 項 教科に関する専門的な知識経験又は技能</p> <p>教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②の基準に該当することを確認することが考えられるが、次の（例）に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合で、第 1 節第 2 項、</p>	<p>第 2 章 教育職員検定において確認すべき具体的内容</p> <p>第 1 節 授与候補者の教員としての資質の確認</p> <p>第 1 項 教科に関する専門的な知識経験又は技能</p> <p>教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当することを確認する。</p>

第2節及び第3節の確認が行われた場合には、次の①又は②の基準のみによることなく、各都道府県教育委員会の判断で特別免許状の授与を行うことが適当である。

(例)

1. 外国の教員資格の保有
2. 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
3. 修士号、博士号等の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。）
4. 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。）
5. 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
6. 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験を有することを確認するために適切と認める事項の評価

(例) (新設)

①学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

〔省略〕

②教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験
- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験等

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認することが考えられる。

①授与候補者が提出した推薦（第2節の推薦も含み2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。）の内容評価

②本人の申請（志願）理由

第2節 省略

①学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間（授業史観を含む勤務時間）以上あること。

〔省略〕

②教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における英語等による勤務経験
- ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験

等

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認する。

①授与候補者が提出した推薦状（第2節の推薦状とは別に2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。）の内容評価

②本人の申請（志願）理由書

第2節 省略

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項及び教育職員免許法施行規則第65条の4に定める学識経験を有する者（大学の学長、教職課程を有する学部の学部長、校長等）により行われることが必要である。その際、面接により当該確認を行うことが考えられるが、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他各都道府県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないことも許容される。

（第4節 削除）

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質について、第三者の評価を通じて確認は、教育職員免許法第5条第5項に定める学識経験を有する者による面接により行うことが適切である。

第4節 付加的観点

第1節に定める要件を十分に満たさない場合についても、各都道府県教育委員会の判断により、次に掲げる観点のいずれかなどを考慮し、特別免許状授与を行うことも妥当であると考えられる。

（例）①外国の教員資格の保有

②修士号、博士号等の学位の保有

③各種競技会における成績

④大学における教職科目の履修

⑤模擬授業の実施による評価

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における書類審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物

であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接その他の方法による確認を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

なお、教育職員検定を実施する都道府県教育委員会においては、授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うことが求められる。

第2節 特別免許状授与申請手続等の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等が学校教育の効果的实施を図るために特別免許状の授与が必要であると考えていることや、授与候補者が例えば転職等により学校現場に参画する際に円滑な移行を行えるよう配慮する必要があることを踏まえ、できるだけ迅速な手続が可能となるよう、手続の在り方については、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、申請は常時受け付けるなど不断の改善を図っていくことが望まれる(受付時期や授与手続に係る期間等)。

また、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の審査基準を明確化し、周知する等手続の透明化を図っていくことが求められる。

第4章 その他

第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、都道府県教育委員会や市区町村教育委員会、勤務校等において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促

であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。

第4章 その他

第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

すことも考えられる。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

第2節 省略

（第3節 削除）

第3節 省略

第4節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により年間を通して対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主とし

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

第2節 省略

第3節 特別免許状所有者の配置割合について

特別免許状所有者を指導・支援しながら、学校全体として適せるに教育活動を進めることができる環境を確保するため、特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、下記※に該当しない特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

なお、主として外国語によって教育を行う場合など教育方針や教育の実施上の特別な理由により上記の特別免許状所有者の配置割合では対応が困難であって、かつ、研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合には、この限りではない。

※ 特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動と呼び校務を担当することができる者

第4節 省略

第5節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に教諭として学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として

て担当する教員が当該校に配属されていることが必要)。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、放課後や土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合に配置される学習指導員等としての活動についても、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。

また、特別非常勤講師制度を活用して第2章第1節第1項の(例)6.に示す事項を審査することも可能である。

担当する教員が当該校に配属されていることが必要)。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合にも、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。